

令和2年度定期監査(1)監査結果報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項および第4項の規定により、令和2年度定期監査(1)を実施したので、同条第9項の規定に基づき下記のとおり監査結果を報告する。

記

1 概要

(1) 実施時期

令和3年1月25日から同年2月26日までの間において実日数11日間

(2) 方針

令和2年度練馬区監査基本計画に基づき、練馬区監査委員監査基準に準拠し、令和元年度の事務事業が法令等に基づき適正に行われているか、経済性、効率性および有効性の観点から適切に執行されているか等を検証した。

ア 一般的・共通留意事項

- (ア) 現金（収納金、資金前渡金等）、郵券等の金券類の保管および取扱いが適正に行われているか。「公金口座に係る管理方法の変更について（通知）」（平成30年1月23日付け29練会第427号）に基づき、公金口座の管理が適正に行われているか。「練馬区準公金管理ガイドライン」（平成25年11月21日付け25練会第434号）に基づき、準公金に係る現金・預金が適正に管理されているか。
- (イ) 歳入の確保に向けた取組が適切に行われているか。予算の執行が計画的かつ効率的に行われているか。
- (ウ) 契約事務が規則等に従い適正に行われているか。「契約事務の適正な執行について（通知）」（平成30年12月21日付け30練総経第1178号）が遵守されているか。契約の相手方の選定方法は妥当か。相手方を指定した場合においては、積極的かつ排他的な選定理由が明確にされているか。
- (エ) 職員の勤務管理が適切に行われているか。「適正な勤怠管理の確保について（通知）」（平成31年3月18日付け30練総職第2250号）および「『働き方改革関連法』に伴う対応について（通知）」（平成31年3月18日付け30練総職第2251号）が遵守されているか。
- (オ) 行政財産および物品について、適正な事務処理のもとに管理が行われ、有効に活用されているか。
- (カ) 個人情報について適正な管理が行われ、関連事務における必要な改善が図られているか。
- (キ) これまでの監査結果や事前チェックシートによる点検結果を踏まえた

見直しや改善が行われているか。

- (ク) 「練馬区施設管理マニュアル」(平成22年11月総務部施設管理課)に基づいた施設管理が行われているか。

イ 重点事項

- (ア) 業務委託等について、仕様書の記述が明確で内容に過不足がなく、それに基づき実施される業務の履行確認が十分に行われているか。成果について確認が行われているか。区の情報や個人情報を取り扱う場合の情報管理について、事業者(再委託先、再々委託先等を含む。)に対する指導監督等が適切に行われているか。

- (イ) 財政援助団体等(補助金交付団体、出資団体、指定管理者)の担当部署において、補助金等が要綱、協定書等に基づき交付され、その履行確認が報告書等により適切に行われているか。補助金等の効果について検証が行われているか。団体等に対する指導監督が適切に行われているか。

(3) 対象部課等

ア 区長室

- (ア) 広聴広報課
(イ) 秘書課

イ 企画部

- (ア) 企画課
(イ) 財政課

ウ 区政改革担当部

- (ア) 区政改革担当課

エ 危機管理室

- (ア) 危機管理課
(イ) 防災計画課
(ウ) 区民防災課(以下の施設を含む。)
・防災学習センター

オ 総務部

- (ア) 総務課(以下の施設を含む。)
(イ) 国際・都市交流課
(ウ) 文書法務課
(エ) 情報公開課
(オ) 経理用地課
(カ) 人権・男女共同参画課

カ 人事戦略担当部

- (ア) 職員課
(イ) 人材育成課

キ 施設管理担当部

(ア) 施設管理課

(イ) 施設整備課

ク 会計管理室

ケ 監査事務局

2 監査結果

監査の結果、適正に行われていた。

なお、軽易な事務上の誤りについては、関係職員にその都度口頭で改善を指導した。